

尼崎市一時生活支援業務における質問事項に対する回答

	項目	質問概要 (原文の趣旨をそのまま記載)	回答
1	業務内容	受託決定後に、新たに施設の賃貸借契約を締結予定であるが、支援対象者を何名受け入れることが望ましいのか。 また、部屋を2部屋以上とあるが、部屋が複数用意できる場合にひとつの施設で複数人の受け入れは可能か。	仕様書7-(1)に記載のとおり、「支援対象者が単身で使用可能な部屋を2部屋確保すること。」「また、委託者から受け入れ要請があった場合に確保している2部屋に支援対象者を入居させること。」を求めている。 受託者が独自に2部屋以上の部屋を確保することを妨げるものではないが、委託料の提案上限額は仕様書の記載にあわせて2部屋を本業務のために運営することを前提として積算されている。 仮に2部屋以上の部屋を有する施設を確保された場合には、本業務向けに2部屋が確保されていれば問題はなく、3部屋目以降の部屋を他の用途で使用することは受託者の裁量に任される。 1部屋に複数人を入居させる場合については、世帯の異なる支援対象者を1部屋に入居させる想定はなく、世帯を同一にする複数の支援対象者に限られる。
2	委託料	食費について、金券を渡す、または団体に食事を作って提供する予定だが、日々の領収証の処理はどのようにすればよいか。	委託料中の変動分については、「受託者が外部購入で必要となった経費が領収書で明確な場合、別表の各項目に記載の金額を上限として、実際に要した金額を支払うものとする。」と定めている。 当該項目については、受託者が外部購入した食事や金券、日用品を受託者が加工することなく、そのまま支援対象者に提供した場合に実費相当分を支払うことを想定しているため、受託者が食材を購入の後に加工して支援対象者に提供する場合に、領収書の後日提出を求めることは予定していない。
3	応募書類	必要書類中の水道料金の未納がない証明書について、水道光熱費をビルオーナーに振り込む形式となっており、直接水道局との契約がない。どのように証明を提出すればよいか。	必要な支払いを滞納していないことを確認するために提出を求めているため、水道料金の支払いが発生していないことがわかる書類の提出が必要となる。 ビル等にテナントで入居の場合、水道代が共益費に含まれることや、テナントごとに按分された金額を支払っていることが想定される。 この場合、オーナーからの請求書に団体名と水道料金請求内容が記載され、かつ、口座振込先にオーナー名が記載されていれば問題ないため、当該書類の写しの提出が必要となる。